

周防大島町告示第43号

平成27年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

平成27年5月14日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成27年5月18日
 - 2 場 所 大島庁舎議場
-

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	広田 清晴君
荒川 政義君	中本 博明君
今元 直寛君	尾元 武君
平野 和生君	吉田 芳春君
濱本 康裕君	新山 玄雄君
小田 貞利君	松井 岑雄君
久保 雅己君	

○応招しなかった議員

魚原 満晴君

平成27年 第1回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

平成27年5月18日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年5月18日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)
- 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第7 議案第4号 平成27年度旧橋庁舎解体工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案説明
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)
- 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第7 議案第4号 平成27年度旧橋庁舎解体工事の請負契約の締結について

出席議員(15名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 平川 敏郎君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |

5番	荒川	政義君	6番	中本	博明君
8番	今元	直寛君	9番	尾元	武君
10番	平野	和生君	11番	吉田	芳春君
12番	濱本	康裕君	13番	新山	玄雄君
14番	小田	貞利君	15番	松井	岑雄君
16番	久保	雅己君			

欠席議員（1名）

7番 魚原 満晴君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	福田 美則君	議事課長	中村 和江君
書記	岡本 義雄君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	奈良元正昭君	産業建設部長	池元 恭司君
健康福祉部長	松本 康男君	環境生活部長	佐川 浩二君
久賀総合支所長	松田 博君	大島総合支所長	佐本 洋二君
東和総合支所長	迎 智可志君	橘総合支所長	青木 一郎君
会計管理者兼会計課長			木村 秀俊君
教育次長	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
総務課長	佐々木義光君	財政課長	中村 満男君
税務課長	大下 崇生君	契約監理課長	田村 真澄君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきありがとうございます。ただいまより、平成27年第1回周防大島町議会臨時会を開会します。

魚原満晴議員から欠席の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、魚谷洋一議員、2番、平川敏郎議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において、協議の結果、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3. 議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第3、議案の説明に入ります。

町長より議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、平成27年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわらず御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日提案をいたしております案件は、専決処分の承認を求めることについて3件、工事請負契約の締結について1件の、合わせて4件であります。

議案第1号は、平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分により処理いたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第2号及び議案第3号は、条例の改正に関する専決処分について、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第2号の周防大島町税条例等の一部改正及び議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律等が3月31日に公布されたことに伴うものでありまして、それぞれ専決処分書のとおり処理いたしましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第4号は、平成27年度旧橋庁舎解体工事について、大字久賀のユタカ工業株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、4議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、この機会に有効期限切れワクチン接種について、御報告を申し上げます。

本年4月10日、柳井圏域での有効期限切れワクチン接種事例の情報提供を受け、本町においても健康増進課で保管する平成22年度から平成26年度までの5年間に接種をした予防接種予診票1万298件について調査を行ったところ、14日に、平成22年度に町内予防接種協力医療機関で接種した麻しん風しん混合ワクチンについて2件の期限切れワクチンの接種をしていた事例が発見され、接種医療機関において接種の事実が確認されました。

これにより、同日、所管の柳井健康福祉センター及び郡医師会に報告を行うとともに、保護者に面会し、被接種者の健康状況の確認と町からの謝罪、被接種者の抗体検査など今後の対応について説明を行いました。また、接種医療機関に対し報告書の提出を求め、報道機関に対し接種状況等の内容について公表を行ったところであります。

幸い、被接種者に健康被害はなく、同月18日には、接種医療機関から誤接種の原因、被接種者への対応、再発防止の対応策を記した回答書を受け取り、20日には、健康被害はなかったものの原因の究明と今後の対応等に係る検討を行うため、町の予防接種健康被害調査委員会が開かれ、23日にこの委員会の委員長より有効期限切れワクチン接種に係る委員会報告の提出を受けました。

報告では、予防接種の際には、予診票に個人予防接種受付票を添付し、有効期限とともに、母子手帳などで接種回数、他の予防接種間隔等を事務・看護の部門双方で確認し、最終的に医師が本人、母子手帳、予診票及びワクチンの種類・接種量・有効期間を確認した後に接種を行うなどの徹底を図り、再発防止に取り組むとした接種医療機関の回答を適正と判断し、町に対して、接種医療機関を含む町内予防接種協力医療機関を対象とした、予防接種取り扱いに係る注意喚起を要請しております。

これを受けまして、町では5月13日付で、町内予防接種協力医療機関に宛て、予防接種の事故防止について文書で依頼を行ったところであります。また、郡医師会に協力を求め、7月中に、これらの医療機関を対象に予防接種の研修会を実施し、再発防止に努めるとともに、定期的に注意喚起を行う予定といたしております。

以上、有効期限切れワクチン接種についての報告を申し上げ、以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 以上で、議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第4、議案第1号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

本案につきましては、年度末において公債費約定償還を行うに当たり、利子経費の一部が積算誤りにより不足することが判明したため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、ここに報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

このたびの補正は、本会計の予算総額の増減を伴わないものであり、第1条に定めますとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算補正とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款公共下水費2項事業費1目維持管理費において、光熱水費及び工事請負費の精算見込により、合わせて92万1,000円を減額するとともに、2款公債費1項公債費2目利子は、長期借入金利子支払経費に係る償還金利子について不足見込額92万1,000円を増額計上するものでございます。

以上が、議案第1号、平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第1号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いわゆる、事務上のミスということでもあります。

基本的には出納閉鎖期間があるので、支払いについては、期日があるのかなというふうに思ったわけですが、どうも支払い日が3月、月内にあるということで実際的ないわゆる処理のしようがなかったと。だから、専決でやらしてほしいという議案だろうというふうに思いますが、それ

がやっぱり単純な入力ミスというふうに捉えられるのかどうなのかというのが1点です。

それと合わせて、単純な、もう一つはやっぱりきちっと仕事をするということの意味からおいでどうだったのかなという点が考えられます。その点について、ちょっと聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 広田議員さんのおっしゃるとおり単純なミス、入力誤りでございます。電算を入力するときに、単純に誤りがあったということでございます。今後はこのようなことのないように、十分にチェック体制も整いまして行ってまいりたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 償還利子の支払い期日につきましては、3月25日の期日になっております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第1号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第5. 議案第2号

日程第6. 議案第3号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、議案第2号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めると、日程第6、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めるとの2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第2号周防大島町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めることについてであります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が、平成27年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目といたしまして、平成27年度分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車及び2輪車等に係る税率については、適用開始が1年延期され、平成28年度分の軽自動車税から適用となります。

2点目といたしまして、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した4輪及び3輪の軽自動車（ただし新車に限る）軽自動車でございますが、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分（平成28年度）の税率を軽減する特例措置、いわゆる軽自動車税のグリーン化特例が適用されます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明をさせていただきます。

8ページ、条例第31条第2項均等割の税率についてであります。これは法律改正にあわせて改正するものでありまして、法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の措置であります。

10ページ下段、条例第48条第6項法人の町民税の申告納付から11ページ中段になりますが、条例第50条第3項法人町民税に係る不足税額の納付の手続についてであります。これは法律改正にあわせた改正でありまして、法人税法改正に伴う所要の措置であります。

11ページ下段、条例第51条第2項町民税の減免についてであります。これは減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することが明確化されたことに伴う所要の規定の整備であります。

12ページ上段、条例第57条第1項、12ページ中段、条例第59条第1項固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についてであります。いずれも法律改正に伴う条ずれの措置となっております。

12ページ下段、条例第71条第2項固定資産税の減免、条例第89条第2項軽自動車税の減免、13ページ上段、条例第90条第2項身体障害者等に対する軽自動車税の減免、14ページ下段、条例第139条の3第2項特別土地保有税の減免についてであります。これらにつきましても、減免の申請期限について、各市町村の実情に応じて規定することが明確化されたことに伴う所要の規定の整備であります。

14ページ上段、附則第7条の3の2第1項についてであります。これは法律改正にあわせ

た改正で、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を1年半延長するものであります。

14ページ中段、附則第9条個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等、15ページ中段、附則第9条の2第1項についてであります。これは法律改正にあわせた新設で、ふるさと納税の申告特例について規定するものであります。

15ページ下段、附則第10条の2第2項、第3項、第4項法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてであります。これはわがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設するものであります。

15ページ下段、附則第11条土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、16ページ上段、附則第11条の2平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例、16ページ下段、附則第12条宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例、18ページ中段、附則第13条農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例についてであります。これらにつきましては、法律改正にあわせた改正でありまして、平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度に年度を改正するものであります。

19ページ中段、附則第16条軽自動車税の税率の特例についてであります。これは法規定の新設にあわせて新設を行うもので、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例について規定をするものであります。

21ページ下段、附則第1条、22ページ上段、附則第3条についてであります。これは法律改正にあわせた改正で、平成27年度分以後の各年度の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び2輪車等に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置であります。

22ページ下段、附則第5条についてであります。これは軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されることに伴う措置であります。

次に、議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてであります。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第63号。以下「改正令」という。）が平成27年3月4日に公布され、関連する法律の地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）に係る政令（平成27年政令第161号）が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

このたびの主な改正点であります。1点目といたしまして世帯主及びその世帯に属する国民

健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額に係る課税限度額、現行51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、現行16万円を17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額、現行14万円を16万円に引き上げるものであります。

2点目といたしまして、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について一部改正するものであり、国民健康保険税の2割軽減及び5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げをそれぞれ行うこととなっております。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明させていただきます。

27ページ上段、第2条課税額についてであります。第2項につきましては国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額、現行51万円を52万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額、現行16万円を17万円に、第4項につきましては、介護納付金課税額に係る課税限度額、現行14万円を16万円にそれぞれ引き上げるものであります。

27ページ下段から28ページ上段になりますが、第23条国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得、現行24万5,000円を26万円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得、現行45万円を47万円に引き上げるものであります。

以上で、議案第2号及び議案第3号の補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明を終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回は最高限度額の引き上げ、それと申請減免に関する基礎控除額プラス基礎額の変更ということで、変更額が出ております。24.5万円が26万円。それと2割のほうは、45万円が47万円ということで、申請減免、私はたまたま申請減免という言葉を使っているんですが、実際的には2割5割については、申請減免の今対象なのかどうなのか、これが1点です。

それと、もう一つが、影響という分で、実際的に最高限度額の状況、26年ベースでどのぐらいの状況、何世帯ぐらいが最高限度額を超えとる世帯が何世帯ぐらいあるのかということと、申

申請減免の対象である5割2割の軽減、これが、それぞれどういう状況なのか、聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず1点目の5割2割は申請減免かということですが、これ、申請減免というふうに捉えております。

対象者の御質問ですが、まだ、限度額の超過なんです、これは医療、支援、介護等々ございまして、延べで208世帯です。

それから、2割軽減、まず5割軽減ですが、所帯数からすれば、26年の状況ですが、5割が621世帯、2割軽減が373世帯というふうに捉えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 地方税法の改正もさることながら、今年度、国民健康保険法の特徴は大幅な引き上げが大きな特徴となっております。

今から国保世帯に重くのしかかってくる計算が、住民の手に届くのが8月ぐらいというふうに見ておりますが、実際的にはかなり大きな状況だろうというふうに思います。

そこで、申請減免の場合、とかく町民の人が戸惑うのが、所得税の申告について年金のみの生活者の方は、確定申告しなくていいですよと言うのが、すごい流れちよるわけですね。そういう中で、町のほうは町民税の申告についてどういう状況、町民の人にどういうふうに言いよるのかという点があるんです。それでないと、今まで、かつて昔の場合は、申請減免のためにはとにかく町民税の申告をしてくださいという言い方をしよったわけですよ。ほで、よりですね、その申告の部分がちょっとおもりになる部分があるんじゃないか、それは年金所得の場合は自動的にいくし、そこんところをどういうふうに町民の皆さん方に知らしておるのかという部分がですね、漏れがあったらいけんわけですよ、実際的に、2割軽減世帯、5割軽減世帯とういことで、漏れがあったらいけんので、町民の皆さん方にやっぱりきちっとしたお知らせをするということも、町の仕事の大きなものではないかというふうに考えますので、そこんところを答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 失礼します。年金の方の申告をどういうふうに説明するかということなんですが、まず、年金のみの場合には源泉徴収票だけで事足りますので、年金のみの方はもう申告する必要はないということでございます。

また、年金以外の所得、農業とかそういうふうなほかの所得がある場合には、当然、町県民税の申告も必要でありますし、あと控除面で今の年金の源泉徴収票の中に控除されてない、例えば医療費とかほかの控除を新たに加える場合には、当然申告が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） それと町のほうに、一つは年金だけの人だったら、源泉徴収票を持ってきてくださいという指導をしよるということなんですか。それをもって申請減免の対象になるかどうかということで判断しよるということによろしいのかどうなのか。そこんところをもう一回ちょっと聞いちょきたいなというふうに思います。

要は、町民の皆さん方にどういうふうに、いわゆるその制度の適用を受けてもらえるかという基準で聞きよるわけです。年金だけの場合は、そりゃ確定申告と一緒になんですよ、年金だけの場合は、その当然、金額までいってなけりゃ申告しません。ほいで、実際的に農業とか商業とか、そういう場合がある場合は、当然、合わせてある場合は確定申告します。それは、税務署と一緒になんですよ。

私が今聞きよるのは、実際的な申請減免にかかわる人で、どういう特段の配慮をされよるのかという部分をもう一回聞いちょきたいとなというふうに思いよるわけです。でないとですね、漏れが、最初言うたとおりになんです、気持ちは、最初言うたとおりにです。ちょっと再答弁を求めておきたいと。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前10時03分休憩

.....
午前10時04分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今の御質問で要するに年金のみの方で、申告の必要のない方ですけども、そういったことでこちらでその所得の収入把握できますので、そういった方には、こちらから通知をして申請していただくような処理を行っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論、採決に入ります。議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（４番 広田 清晴君） 今、一括質疑ということで上程されました。私は地方税法の改正の部分で、特に気をつけとるんが、実際的に反対する理由は、先に値上げを決めて、経過措置的な部分で延期をするという部分はいかがなものかという立場です。

例えば消費税8%、10%見てもわかるように、入り口は8%なんです。しかし、それはすぐ10%が追いかけてきよるというやり方なんですよ。最近特に多いのが経過処置的な部分です。経過処置としていかにプラスになるかマイナスになるかは別にして、実際的なそういうやり方は、

私は好ましくないし、その時々として税法ですから、きちっとですね、実際的な収入、そして、地方自治体の財源の状況、それから見てきちっとやるべきだという立場をとります。

以上の考え方で、反対の立場を明確にしちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第2号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

議案第3号、討論はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） この議案も実はマイナス、プラス両面があるという条例であります。

実際的にプラス部分は、申請減免の2割5割の関係ですね。控除規定がそれぞれ5割で1.5万円の増、2割で2万円の増、控除がですね。そして、最高限度額、これがそれぞれ引き上げということになります。

実際的に国民健康保険税をどう見るかということではありますが、私は年度当初にずっと議論してきたんです。本当に、今、実際つらい状況だということで、これは確かに国のやり方ではありますが、本来なら国の負担割合をふやす方向でないと、実は国保会計そのものがもたないということは、ここ15年ぐらいですね言い続けておるんですが、なかなかそこにメスが入らない、いう体制です。そういう中で、今回の処置は余りにもこそくではないかというふうに考えます。

以上で私の考え方、言っておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の

専決処分承認を求めることについて原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第7. 議案第4号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、議案第4号平成27年度旧橋庁舎解体工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号平成27年度旧橋庁舎解体工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

本案は、去る4月28日に、9社による指名入札の結果、周防大島町大字久賀のユタカ工業株式会社が3,200万円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた3,456万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、旧橋庁舎、車庫、倉庫及び屋外便所の解体工事等でございます。

なお、参考までに、工期は契約の翌日から平成27年9月15日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 低入札価格調査についてお伺いいたします。

どこの自治体だったかちょっと忘れちゃったけれども、次点の業者と300円ぐらいの差だったと思いますけども、調査の結果、失格ということになりまして次点の業者が落されておりました。この低入札価格調査の基準についてお伺いいたします。

それと、解体したら更地になると思いますが、その後の利用につきましてお伺いいたします。

○議長（久保 雅己君） 田村契約監理課長。

○契約監理課長（田村 真澄君） 低入札調査に係る経過ということで、よろしゅうございますか。

結果につきましては、議案第4号の資料のとおりでございます。それで、調査に関しましては、最低の入札をいただいたユタカ工業株式会社さんと平成27年5月7日に橋総合支所と私ども契約監理課とで、低入札価格に係る調査を実施いたしました。

調査の基本的判断基準につきましては、調査に協力的であるところと、2点目に企業努力により適正な見積もりに基づく公正な価格競争の結果であること、で最後に工事の手抜き、下請け業

者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れのないことの3項目となっております。これが、判断基準でございます。

それに伴いまして、契約の相手方でございますユタカ工業株式会社さんから提出資料といたしまして、低入札価格調査表及び今回の価格により入札した理由等、全10項目の様式がございます。それに基づいて調査をいたしました。

○議長（久保 雅己君） 青木橋総合支所長。

○橋総合支所長（青木 一郎君） その後の利用につきましては、駐車場と倉庫と車庫を予定しております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、吉田議員が基本的には聞かれました。ほいで、安全が脅かされるかどうか、労務費がきちんと支払われる状況にあるかどうか等々だろうと思いますが、実際的に労務文書の関係では、そりゃあ当然、労働基準監督署及び安全についても労働基準監督署の基本的な経過があるか、チェックもあろうかというふうに考えます。

ほいで、実際的に例えば数値で見るとどうなのか。いわゆる低入札価格のときに、調査のときに、実際的な数値で見るとどうなのか。数値にあらわれるとしたらどういう部分があらわれてくるのか。区分けがありますよね。例えば、足場を組む、これについては、いくらとか。それとか、産廃処分費また労務費等、いろんないき方があると思うんです。これは、今まで聞いたわけなんです、当然、数字で見るとしかないんじゃないかというふうに思いますが、区分の中で報告できる部分があれば、報告していただきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 田村契約監理課長。

○契約監理課長（田村 真澄君） 数値というのは、ユタカ工業株式会社さんからの見積もりだと思われまして。それと、私ども周防大島町が設計した設計書と比較するわけでございますが、労務費とかにつきましては、単純に比較できない点があると思われまして。

安全対策の件でございますが、それも単純に設計書の内訳書の中で比較するといえますか、というのは、今の時点では難しいと思われまして。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 解体の場合か、ここ数年来ですね、かなり予定価格を下回った中で、ずっといきよると。これが、安全を脅かされたり、実際、労務単価がきちっと支払われたり、期限内にきちっと行うとか、それらが基準になってやられるというふうに思いますが、私が、ずっとここ言いよるのは、労務単価の切り下げにつながっちゃあいけんよとか、安全にかかわる部分がいまいにされちゃあいけんよとか、それをはじいていくのが基本的には、例えば、単価か

ける人数、労務費ですいね、そういう形で出しよるんじゃないかなというふうに思うんですが、大ざっぱに見てこれでいけるかなという出し方なのか、それでないとですね、例えば一般的に言うのは企業努力ですよ、企業努力で、うちは安くできますからということでいかれると思うんですが、それが、入札段階で当然うちはこういう格好でできますよということでやります。ほいで、実際的にはそれが全て大ざっぱでいくと、安全や労賃やこれは、他の監督機関に任しゃあええんよということになると、非常にまずいんじゃないかなという点がしよるわけです。ですから、数値等について基準があつて、あつこれならできるよ、という部分をもとに審査をしたのかなというふうに考えて、質疑をしよるわけです。その辺で、合理的な答弁があれば、答弁を聞いておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の広田議員さんの御質問でございますが、工事の内訳書は当然出していただいております。3,200万円で入札をしたという、その積算の根拠としての工事内訳書は出していただいております。しかしながら、トータルで3,200万円は予定価格に対して48.5%なんでございますから、当然、それぞれのその積算根拠の中が、極端に言えば平均をとれば48%になるということでございますので、それの中の今度はさらにその工事内訳書の中の積算を全てをチェックして、これ以下だったらだめだ、これ以上だったらいいということはやっておりません。

先ほど課長が説明しましたように、大きな項目の中で例えば、安全が脅かされないかとかまたは設計書どおりの工事がきちんとできるかとか、これらの項目に合致しておれば、それは、この低入札価格の調査の結果、適切であるという結果を出すということになっております。

そうでないと、もう48.5%自体が既に低入札でございますので、例えば内訳書はたくさんの項目がありますが、そのそれぞれの項目の中で、例えば48を下回っておる分もあるでしょうし、または上回っているものもある、それトータルで48でございますから、それぞれの中で48を下回っているところはだめだというふうな判断はなかなか難しいだろうと思います。それは今、議員さんが言われたように、まさに企業のほうの努力の部分が、どの分野に努力がたくさんかかっておるか、そしてまた、価格を低減しているかということになるんだろうというふうに思います。

それですから、ここにそのような低入札価格の調査を行います、そのさらに小さい項目まで、例えば今言われたような賃金はどうなのかとか、廃棄物の処理費についてはどうなのかということについて、そのこのことについて全てがこの調査の対象というよりも、やはりある程度、トータルでの対象になると思います。そうでないと48.5%自体が低入札でございますので、それでできるかどうかということも判断させていただいておるということでございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 企業努力と、実際的なその結果入札した業者が、いろんな、町との契約ですから、安全や労賃やその他にかかわることのないようにきちっとチェックを求めて、質疑を終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。ないようでありますので質疑を終結します。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成27年度旧橋庁舎解体工事の請負契約の締結について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された議案の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成27年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。

一同、礼。

午前10時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 魚谷 洋一

署名議員 平川 敏郎